

習志野市教育委員会会議録
(平成27年第1回定例会)

1 期 日 平成26年1月28日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後5時00分

2 出席委員	委 員 長	原 田 孝
	委 員	貞 廣 齋 子
	委 員	梓 澤 キヨ子
	委 員	古 本 敬 明
	委 員	植 松 榮 人

3 出席職員	学校教育部長	辻 利 信
	生涯学習部長	広 瀬 宏 幸
	学校教育部参事	市 瀬 秀 光
	学校教育部参事	早 瀬 登美雄
	生涯学習部参事	結 城 修 一
	学校教育部・生涯学習部参事	吉 川 清 志
	学校教育部次長	田久保 正 彦
	生涯学習部次長	櫻 井 健 之
	学校教育部副参事	小 熊 隆
	学校教育部副参事	井 澤 修 美
	学校教育部副参事	鈴 木 博
	教育総務課長	小野寺 良 夫
	指導課長	小 宮 健
	総合教育センター所長	山 下 良 之
	社会教育課長	上 野 久
	生涯スポーツ課長	片 岡 利 江
	青少年課長	浅野目 俊 紀
	青少年センター所長	佐久間 繁 美
	学校教育部主幹	藤 木 義 久
	学校教育部主幹	島 本 博 幸
	学校教育部主幹	妹 川 智 子
	学校教育部主幹	竹 田 佳 司
	学校教育部主幹	小 平 修
	学校教育部主幹	小 澤 由 香
	生涯学習部主幹	佐久間 心 之

4 会議内容

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第1回定例会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第6号、協議第2号及び報告事項(1)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

協議第2号及び報告事項(1)の非公開部分の会議録については、議案が市長から議会へ提案された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成26年第12回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

議案第7号 「習志野市子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る意見聴取について (学校教育課)

竹田学校教育部主幹

まず、計画内容の説明の前に、昨年末に本計画のパブリックコメントを実施したので、その結果について報告をする。平成26年11月14日から12月10日まで、約1か月、計画案を示し、広く市民に意見を求めたところ、2名より6件の意見をいただいた。意見の1件目から3件目については、計画の第5章「必要量と確保方策について」に関するもの、4件目以降の3件については、その他のものである。

まず1件目は、市の責任において安全な認可保育所を増やして欲しいという、認可保育所の整備・充実を求める意見である。こちらについては、計画期間内に新たに約1,200人分の保育の受け皿を確保する。また、受け皿の確保には民間活力を活用していくが、本市は、千葉県の基準を上回る設備・運営基準を定めるとともに、保育内容についてもカリキュラムを参考に質の高い保育が実施されるよう、対応しているところであり、今後も市の責任において指導監督を行い、より良い教育・保育環境を整えていきたいと考えている。

次に2件目については、親子で集える場や公園の整備など、子育て支援の充実を求めるものであるが、本市としては、地域の子育て支援拠点として、こどもセンターやきらっ子ルームを整備しているところであり、今後も、地域バランスに配慮し、施設の設置・拡充を目指しているところである。

3件目については、保育所における一時保育の充実を求めるものであるが、こちらについては、平成31年度までの計画期間中に新たに4か所の設置を予定しており、市民ニー

ズを満たすことは可能と考えている。

4件目については、保育料の応能負担についての意見であるが、一部誤解されているところもあるかと思うが、保育料については、あくまでも世帯の所得に応じた負担となっており、公平な負担であると認識している。

5件目については、保育所入所における審査基準に対する意見である。現在、保育所の入所を希望されている方は、受入可能数を上回っていることから、それぞれの家庭の状況を指数化して、入所の選考を行っている。この指数化にあたっては、就労状況のほか、介護の必要な方の存在や、傷病の状況、さらには、ひとり親家庭への別途加点など、様々な配慮をし、調整しているので、現状で御理解いただきたいと考えている。

最後に、6件目については、学童保育の受入れについての意見であるが、本市としては、平成31年度までに必要とされる児童全ての受入れを目指すとともに、施設についても、児童にとって過ごしやすい環境を整えていきたいと考えている。

いずれの意見も、教育・保育環境における現状の課題や将来に対する充実を求めるのであり、意見として受け止めさせていただくが、本計画を見直さなければならないものではないと考えている。こうしたことから、子ども・子育て支援事業計画本編については、基本的には、昨年の10月の教育委員会会議において審議していただいたものと大きくは変更していない。

また、一部、庁内で再度確認をしたところ、本文中において、加除修正した方が良くと思われた点について、改めて整理をしたので、いくつか報告する。

まず、第5章「必要量と確保方策」については、パブリックコメントの実施段階において、暫定数値となっていたので、改めて数値の見直しをした。具体的には、保育の確保方策について、27年度において市立保育所の定員の見直しを予定していたが、各施設の状況を改めて確認したところ、当初80名程度の増員を見込んでいたが、最終的には市立の保育所全体で88名の定員の増員が図られると見込まれた。このことに伴い、新設する私立保育所を含めた市内の保育所の定員は、27年度当初で2,019名、年度途中にさらに1施設開設するので、平成27年度中に2,139名まで拡大できる見込みである。これは、今年度当初の定員1,811名と比較して、328名の増員となる。このことにより、各中学校区別に数値の見直しをし、それぞれ修正をした。また、第三中学校区における確保方策について、当初は「4か所の小規模保育事業」となっていたが、「3か所の小規模保育事業」という記載に修正した。袖ヶ浦こども園の定員の見直しを実施したところ、パブリックコメント実施時には定員を110名と見込んでいたが、125名まで拡大し、小規模保育事業所を1施設削減することが可能となったので、30年度に開設予定の小規模保育事業については、2か所から1か所に修正した。このことから、合計では小規模保育事業を3か所、民間認可保育所を1か所、第三中学校区に誘致していきたいと計画を改めた。

次に、第2章「習志野市の現状」において、人口動態について、自然増減と社会増減を記載したが、当初は、県の年報から数値を記載していた。その数値は、常住人口の人数について5年毎の国勢調査時点において、誤差を変更するものであったので、平成22年に大幅な修正がなされた。経年変化を見るうえで適切な表現ではないと判断し、本市の市民課で発表している毎年の常住人口を比較するものに修正した。

この他は、人数と件数という単位の表記の変更や、漢字の修正、単語の正式名称への修正など、軽微な修正であるので、具体的な説明は割愛する。

なお、今後においても、庁内において最終決定の会議も予定されており、また本日の委

員からの意見も含め、若干の修正が生じることも想定されているが、御理解いただきたい、と概要を説明

古本委員

必要量と確保方策について、具体的にはどれくらいで待機児童を解消できる見込みか、と質問

竹田学校教育部主幹

一部認可外保育所を活用した上でということにはなるが、平成30年度には待機児童を解消できると見込んでいる、と回答

貞廣委員

ニーズの調査をした上でこの計画をまとめていると思うが、各施設の改善すべき点として、特に認定こども園に関して、料金が安いこと、定員を拡充してほしいこと、利用できる時間を延長してほしいことが要望として挙げられている。利用できる時間について、どのような対応を考えているか、と質問

竹田学校教育部主幹

利用できる時間について、現在、保育所では午前7時から午後7時まで、幼稚園では午前9時から午後2時となっているので、それぞれの幼稚園及び保育所と同様の利用時間とする予定である。利用できる時間を延長してほしいというニーズについては、長時間児の保護者からの意見も、短時間児の保護者からの意見も含まれていると思うが、計画期間中に幼稚園、保育所及びこども園の利用時間を延長するという予定はない、と回答

貞廣委員

今回のパブリックコメントが2名からというのは少ないと思う。市民の関心が低いテーマではないと思うが、パブリックコメントの案内の仕方に何か改善すべき点があったのではないかと。例えば、概要版を作ると、一部だけが取り上げられて曲解されるというリスクはあるが、そのようにもっとより広く耳目を集めるような方法は検討されなかったか、と質問

竹田学校教育部主幹

パブリックコメントの数が少なかったことは、担当としても残念に思っている。パブリックコメントの案内はこれまでと同様に、市のホームページ、広報及び各施設において行っており、案内を目にした方はそれなりに多いものと認識している。一方で、8月以降に各施設において保護者説明会や、夏休み期間中の週末に公共施設での市民説明会を開催した。そこに、多くの保護者の方や市民の方に参加していただき、説明会の場でも意見を頂いているので、そのようなチャンネルで意見を市に伝えたという市民も多いのであろうと分析している、と回答

貞廣委員

そのような場に出た意見も計画に反映されているのか、と質問

竹田学校教育部主幹

そのような場面で市民の方から出た意見の中には、保育料に関するものもあった。保育料は本計画には直接の関係はないが、待機児童の問題や幼稚園の一時預かりの時間延長などのニーズについては、計画の中に反映している、と回答

貞廣委員

このような計画をパブリックコメントに出すというのが、現在の1つのルーチンとなっているが、パブリックコメントという正式なチャンネルで市民から意見を集め、記録が残る形で回答するというやりとりがあるということを広く市民に知らせる工夫ができないか検討してほしい、と要望

竹田学校教育部主幹

今後、パブリックコメントに付す際には、より多くの意見を頂けるような手法を検討する必要があるだろうと考えている。参考までに、昨年、第2期計画として幼稚園・保育所・こども園の再編計画をパブリックコメントに付した際には、200件を超える意見を頂いている。それぞれの幼稚園や保育所がどうなるのかについては、保護者の関心が高いと思われ、今回の計画では、特に第5章の確保方策など、市民に関心を持っていただけるような項目はあるが、ニーズに見合った方策を考えたので、市民から理解して頂けた部分も多いのではないかと考えている、と回答

原田委員長

市のホームページでも周知しており、パブリックコメントが実施されたことは市民に理解されていると捉えてよろしいか、と質問

竹田学校教育部主幹

そのとおりである、と回答

貞廣委員

身近なテーマが含まれていても、膨大な資料の中から短期間でそれを見つけ、読んで意見を出すというのは中々に難しいと思う。概要版等を作成すると、そればかりが目立ってしまうというリスクはあるが、より広く意見を集められるような工夫をしてほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第7号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第8号 習志野市放課後児童健全育成事業条例施行規則の制定について（青少年課）

浅野目青少年課長

平成26年8月の教育委員会第4回臨時会において承認を頂き、それを踏まえて平成26年市議会第3回定例会において承認された、習志野市放課後児童健全育成事業条例の施行に伴い、施行規則を制定しようとするものである。現在は、旧条例の中で放課後児童健

全育成事業を実施している。今回の規則制定は、新条例の施行に伴うものである。主な変更点は、平成27年4月から、児童福祉法の改正に伴い、小学1年生から3年生までであった対象児童が、小学校に就学している児童に拡大されるという点である。また、国において、放課後児童健全育成事業の運営基準が示され、これを条例に位置付けるとされた。本市としては、これまで小学3年生までと、特別な支援を要する児童は全て受け入れる全入制を維持してきた。法改正に伴い、小学6年生まで拡大するということを踏まえ、各児童会に利用定員を設けることとなった。利用定員枠に余裕のある児童会については、小学4年生から順次受け入れていくという形で進めていくこととなった。そのことに関わる部分を盛り込まなければならない。それ以外の、基本的な運営の中身についての項目は従来と変わらず、今回の制定に併せて、文言等の整理・修正を行った。

主な変更点について説明する。第3条の「開所時間」及び第4条の「休所日」については、本市の他の公共施設の規則に合わせるように修正した。第5条の「入会の期間」については、従来の規則では定めていなかったが、実際には入会した年度内は入会期間として取り扱っていたものを、新たな規則の中で明記した。第6条の2では、入会可否の決定通知について定めているが、先ほど説明したとおり、小学4年生以上については、定員を超えた場合には入会できないという可能性があるため、可否決定について保護者に通知することを規則の中で定めた。入会可否の決定については、後程詳細に説明する。第8条の「届出」については、条例に新たに届出を提出しなければならない場合として、「校長から小学校の出席停止を指示されたとき」の条項が加わっているので、それに合わせて追加した。また、新たな規則の制定に伴い、入会申請書や入会可否決定通知書等の様式も新たに定めることとし、現行の規則は廃止する。

次に入会の可否決定について説明する。入会の可否決定に係る入会要領(案)を作成した。まず、入会日は各月1日付けとする。入会申請は原則として、入会希望日の前月の1日から12日までの間とする。ただし、年度当初の入会については、大量の申請があるものと見込まれるため、別途期日を設けることとした。入会に係る審査については、申請があった月の18日に行う。上学年について、定員を超える申請があった場合の審査にあたっては点数制を導入し、点数が高い児童から順に受け入れるものとする。習志野市放課後児童健全育成条例第7条の要件を満たす児童、すなわち本市に住所を有し、小学校に就学中の児童について、以下の順位で入会を承諾して受け入れる。まず下学年及び特別な支援を要する児童を最優先し、全て受け入れる。次に、小学4年生、次に小学5年生、次に小学6年生、と上学年についても、より下の学年の児童を優先して承諾し、受け入れる。上学年の児童については、上学年の定員を超える申請がある場合には、各児童につき審査基準に基づいて点数化し、同学年の中での優先順位を決定する。なお、児童が通学していない小学校の児童会への入会は出来ないものとする。また、各児童会の定員及び上学年の定員については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第9条第2項に基づいて定めた。

審査基準は、父母又は主たる保護者について、①労働②疾病、障がい③親族の介護④出産の前後⑤就学の5項目で、いずれかにより点数をつける。なお、複数の項目に該当する場合は、点数が高い方の項目を採用し、ひとり親家庭には別途加点する。また同点の場合には、ひとり親家庭、ひとり親家庭(祖父母等と同居)、出産前後、保護者の疾病・障がい、外勤、自営、就学、親族の介護の順に優先して承諾する。審査事例を3つ示す。まず事例1は、父親が月20日勤務で1日8時間勤務、母親が入院中というケースである。このケースでは、父親が項目1の労働で10点、母親が項目2の疾病、障がいので10点であり、

合計20点が付与される。事例2は、父親が自宅にて就床安静、母親が月12日勤務で1日4時間勤務かつ父親の介護をしているというケースである。このケースでは、父親が項目2の疾病、障がい10点であり、母親は項目1の労働で3点、項目3の親族の介護で8点が当てはまるが、いずれか点数の高い項目の点数が採用されるので、後者の8点となり、合計18点が付与される。事例3は、父親が離婚により不在、母親が月18日勤務で1日6時間勤務というケースである。このケースでは、母親が項目1の労働で7点であり、ひとり親家庭のため別途15点が加算され、合計22点が付与される。今後、定員を超える小学4年生以上の児童の入会申請があった際には、このように審査基準に基づいて審査し、点数が高い児童から順に受け入れていく、と概要を説明

梓澤委員

放課後児童会を利用しようとする保護者の方にとっては、我が子が入会できるか否かは最も気になるポイントだと思うが、どのように通知するのか、と質問

浅野目青少年課長

入会申請を一律で受け、その申請に基づいて入会可否決定通知書を送付する。小学3年生までと特別な支援を要する児童は全入制であるから、申請について全て受け入れるが、小学4年生以上で、定員枠を超えた場合には、入会できないことがある。入会できない家庭については、市の不承諾の決定通知を送付する。併せて、今後、放課後児童会の入退会があるので、そのタイミングで定員に余裕が出る児童会があれば、その段階で案内をする。どのタイミングで入会の案内をできるかは今現在では未定だが、定員枠に余裕が出た段階では、何らかの方法で案内をし、そこで再度入会申請の手続きを取っていただく予定である、と回答

梓澤委員

定員を設けるならば、審査基準を公表すべきだと思うが、どのように考えているか、と質問

貞廣委員

公開することのメリットが公開することのデメリットを超えているならば、入会要領を公開しないという決断も必要だと思うが、個人的には、入会要領を公開した方がいいと考えている。私自身も、小学4年生の息子が入会できず、とても不信感を持った、と質問

浅野目青少年課長

幼稚園・保育所などの審査基準と同様、公開していく予定である、と回答

梓澤委員

今後、様々な事例が出てくると思うが、この審査基準を見直す予定はあるか、と質問

浅野目青少年課長

今まで本市では、小学3年生までと特別な支援を要する児童は全入制を取ってきたので、待機児童は発生しなかった。小学4年生以上のニーズがどの程度あるか、中々読みづらい中で、限られた施設の中で受け入れていかなければならないので、待機児童は発生せざる

をえないと思う。様々なケースがあると思うので、改善できる部分については改善できるよう検討する、と回答

古本委員

小学4年生以上の児童について、今後も点数制での審査をする定員制を維持するつもりか、あるいは今後は小学6年生まで全て受け入れるという方向で進めていくつもりか、と質問

浅野目青少年課長

「習志野市子ども・子育て支援事業計画」において、平成27年度から平成31年度までの5年間で、小学6年生までの希望する児童の全てを受け入れられるよう施設整備を進めていくという方向で考えている、と回答

古本委員

入会期間については、月ごとの更新か、あるいは年度内という考え方か、と質問

浅野目青少年課長

基本的には年度内と考えているが、保護者の都合で退会することは可能である。ただし、児童育成料は月ごとに発生する、と回答

古本委員

例えば、年度当初に小学6年生からの入会申請があり、承諾されていたが、年度途中で小学4年生からの入会申請があった、という場合にはどのように対応するのか。既に入会している小学6年生を退会させて、新たに小学4年生を入会させるのかと質問

浅野目青少年課長

1度入会を承諾した児童については、年度内は有効となる。先に入会している児童を優先する、と回答

貞廣委員

示されている3つの事例のうち、2つ目の事例は場合によっては落選してしまう可能性が高いが、2つ目の事例の家庭も放課後児童会への入会を必要としていると思う。希望する児童を全て受け入れられるよう、拡大するという方向性を強く推進してほしい、と要望

原田委員長

委員からの意見等を踏まえて、検討してもらいたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第8号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価概要版の作成について
(教育総務課)

藤木学校教育部主幹

今年度、25年度対象の点検・評価を実施し、すでに10月1日にホームページと情報公開コーナーにて公表した。公表までの過程の中で、平成26年第8回定例会で議決して頂いた際に、委員より、きちんとした形で点検及び評価が行われてはいるが、「より市民に分かりやすい形で公表していく必要があること」、「その手段として概要版を作成すると良いこと」という御意見をいただいた。これを受け、今までの点検及び評価に加えて、概要版を作成することにより、より市民の皆様に分かりやすい形で公表すると共に教育委員会の施策をアピールする場としていこうと考え、今回の提案となった。

次に、公表までの流れについて、平成26年度末に、平成26年度を対象とした点検及び評価を実施する際に、概要版に適した施策を各課で選定し、概要版を作成する。今年度と同様のペースを進めると仮定すると、来年度の5月末に第三者評価を受けるまでに、概要版に掲載する施策を3から4に絞るという方向で考えている。平成27年第7回定例会において協議していただき、第8回定例会において議決していただき、平成27年習志野市議会第3回定例会での提出を経て、平成27年10月1日に情報公開コーナー及び市ホームページにおいて公表する、という予定である。

概要版の作成要領について、各課で概要版を作成する際は、各課でアピールしたいポイントを意識するとともに、既に成果の上がっている施策だけではなく、今後努力が必要な、伸びが期待される施策も含めて検討するという事を考えている。各課で作成された概要版を取りまとめた後に、概要版に掲載する施策を3から4に絞る際にも、既に成果が上がっている施策とともに、今後の努力が必要になる施策を少なくとも1つは含めるようにしていきたいと考えている。

また、概要版の試作品を作成した。3つの課の施策を取り上げたが、今回は施策の内容や評価についてではなく、概要版としての形式についての御意見をいただきたい。施策名、事業概要、評価結果の抜粋を簡潔に書き表すことで文字をなるべく減らし、グラフを大きく載せるという形式にした、と概要を説明

梓澤委員

習志野市教育委員会の施策をアピールするために概要版の作成を何度か要望してきたが、実現する方向だと確認できたことを嬉しく思う。事業を3から4に絞って概要版を作ると説明があったが、3から4出すのが大変であったり、逆に絞るのが難しい所属もあるのではないかと質問

藤木学校教育部主幹

全ての課が課ごとに3から4の概要版を作成するのではなく、教育委員会全体で3から4に絞って公表するという方向で考えている、と回答

貞廣委員

このような概要版がホームページに載り、施策を評価して改善していけるのだということが、市民の間に定着し、教育施策がより発展していくことを期待する。また、3から4の事業というのが、概要版として見てもらえる施策の上限数であると思う。毎年概要版を作成するのであれば、1年あたりの事業数が少ないとしても、概要版に取り上げる施策を毎年違う施策にしていくことで、何年かのうちに全体の概要版を市民に見てもらえることができる。ぜひこの方向で進めてほしい、と発言

原田委員長

貞廣委員の意見を参考に十分勉強してほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第3号 次回教育委員会の期日について協議し、平成27年2月18日（水）
午後3時に決定された。

報告事項（2）平成26年習志野市議会第4回定例会一般質問等について

（教育総務課）

小野寺教育総務課長

一般質問は、平成26年12月2日から9日にかけて行われたもので、教育委員会に関するものとして、10名の議員から25件の一般質問があった。また、教育委員会に関わるものとして、1件の陳情があった。質問要旨・要望要旨や答弁要旨、今後の処理方針について、また、通告のあった質問に対する1回目の答弁に加えて、再度、質問のあった内容や要望事項、そのことに対する答弁等についても、一般質問一覧表とあわせて、取りまとめた。

本定例会では、学校教育分野に関わるものとして、谷津南小学校の通学バス運行に伴う条件整備、教員の勤務の実態、小・中一貫校の見解のほか、いじめをなくす取り組みなどに関する一般質問がなされた。また、生涯学習の分野に関わるものでは、放課後児童会の受け入れ体制や指導員の待遇について、このほか、文化芸術の振興策などに関する一般質問がなされた。

本日は、通告番号6番の、市瀬議員から質問のあった、『1. 谷津南小学校の通学バス運行に伴う条件整備』としてバス運行体制について、通告番号15番の、関議員から質問のあった、『5. 小・中一貫教育の見解は』、及び通告番号16番の、杉山議員から質問のあった、『7. 習志野新市歌について（2）学校における行事での導入予定について何う。』を取り上げて説明する。

1点目の市瀬議員からの質問は、『1. 谷津南小学校の通学バス運行に伴う条件整備について』、（1）バスの運行体制として、①バスルート、②バス乗降場所、③安全対策（車内、乗降場所）における安全対策、④放課後児童会の対応、⑤部活生徒の運行体制（土・日・祝日、夏期・冬期・春期休み）における部活生徒の運行体制について、であった。これに対し、これまでに、バス通学の導入の検討にあたり、先進市の視察やバス通学の運行実績のある事業者から現状を確認するとともに、路線バスの乗車状況調査等を実施してきたこと、このことを踏まえ、車両形態は通常の路線バス型なのか、児童の着席を基本とする観光バス型なのかについて、運行形態は、乗合バスを活用した運賃助成方式、あるいは、児童専用として車両を借上げる委託方式なのか、について検討していること、また、通学区域の暫定措置期間は、およそ15年間で、その間、バス通学の児童数には増減が生じてくることから、毎年度、児童数推移等を勘案する中で、運行手法を見直す方向で考えていること、を答弁した。1点目の『バスルート』と2点目の『乗降場所』については、これまでの乗用車による実地走行や既存路線バスの運行状況等を勘案し、現時点では、都市計画

道路3・4・19号津田沼・谷津線を通行する既存路線バスルートを基本に乗降場所を含めて検討していること、3点目の『安全対策』は、車内及び乗降場所に人員を配置したうえで、児童の見守りや安全に配慮して実施することを検討していること、4点目と5点目の『放課後児童会の対応』と『部活動を行っている児童への対応』は、既存路線バスの時刻表を参考に、児童の登下校時間帯に対応すべく検討していること、について、1回目の答弁をした。1回目の答弁後、10項目にわたる再質問と谷津南小学校について、学校施設面に限らず、特色ある教育活動を進めるために、児童の教育指導面もしっかりと支えるべきであることの要望がなされた。特に、再質問の中で「バス車内、乗降場所の人員配置」については、バス通学に際し、車内等の安全確保を行うとともに、保護者にとって安心して児童が学校へ通うことができるよう対応していきたいことの答弁をした。

2点目の関議員からの、『5. 小・中一貫教育の見解は』という質問、について、説明する。小・中一貫校は、平成26年10月31日に文部科学省の中央教育審議会小中一貫教育特別部会において、「小中一貫教育」を制度化するよう求める答申案が出されている。この答申の中では、小・中一貫教育の形態として、一つ目は、同一校舎の中に小中学校を設置し、一環カリキュラムを編成、小中学校の教師と児童生徒が日常的に交流できる『一体型』、二つ目は、離れている小中学校が計画的に授業交流を通して教育の一貫をめざす『連携型』があること、が示されている。また、学制についても現在の義務教育「6・3制」の学年の区切りを「4・3・2制」にすることなども委ねられるようになるというもので、現在、全国で取り組まれている小中一貫教育は多様で、9年間という義務教育のあり方を検討しているもの、学習指導要領に示されている中学校の学習内容を小学校で実施するもの、小学校で教科担任制を導入し、教員間の人事交流に取り組んでいるものなどがある。本市においては、同一の敷地内に小・中一貫校をつくるのが難しいこと、一つの中学校に複数の小学校から入学してくること、さらに教員の配置を県が行っていることなど、解決しなければならない問題がある。小・中連携、一貫教育により目指す教育のあり方を明らかにしつつ、よりよい方法を調査、研究していきたいと考えていることを答弁した。今後の方針については、文部科学省の動向を見極めながら、本市としてのより良い方向を、調査・研究していきたいと考えている。

3点目の杉山議員からの質問は、『1. 富士山が噴火した場合の避難・防災対策について(1)富士吉田青年の家の防災訓練や現状の対応と、今後の対策について』、再質問では、『気象庁が発令する5段階の噴火警戒レベルの詳細はどうなっているのか。』と、『7. 習志野新市歌について(2)学校における行事での導入予定について伺う。』の2つであった。このうち、習志野新市歌についてを取り上げて、説明する。市制60周年を記念して作成された新市歌は、10月に紹介があり、同時に大久保東小学校合唱部により作成されたCD並びに楽譜が各学校に配布された。小中学生が新市歌に慣れ親しみ、誰もがどこでも歌えるようになることは、習志野市への郷土愛が育まれる一つであると考えている。将来、子どもたちが大人になった時、自分の子どもと一緒に歌い、歌い継がれていくことはとても大切であると考えている。学校行事等における導入については、教育計画は各学校で作成するものであるため、教育委員会としては可能な中で活用していくよう働きかけていくことを答弁した。

最後に、陳情のあった1件について、採択の状況を報告する。陳情は、『次世代を担う市立中学校・高等学校の生徒を真の国際人に育成するために、戦後自虐史観に基づく一方的な教育を改め、史実を多面的に捉える教育を施し、大和民族(日本人)としての尊厳と正しい国家観を醸成させることを求める』ものであった。審査・審議するために付託された

文教・福祉常任委員会で、教育委員会としての参考意見を述べ、質疑、答弁ののち委員会では、不採択の結果となり、本会議の場においても同様の結果となったものである、と概要を説明

貞廣委員

とても時宜を得た質問もあり、市議会と教育委員会会議の相互作用の中で施策がより良いものになっていくと思う。教員の長時間勤務について、教員の多忙化については、時間的拘束以上に精神的な負担もあると思う。勤務状況の把握や校務システムの導入によって、多忙化の解消に取り組んでいるところであるとのことだが、いろいろな教育委員会で多忙化解消の取組みをしているので、是非そういった施策を参照しながら、習志野市の教員が子どもたちと向き合う時間を増やしてほしい。特に習志野市では部活動が盛んで、小学校にも部活動がある。教育の質としては望ましいことであるが、その分教員の時間的拘束が生まれてしまうと思う。この状況を維持するのであれば、積極的にサポートする手立てを考えていく必要がある。すぐに実現可能かは別として、常にこのことを頭に入れておいてほしい。習志野市単体ではできないが、教員以外の事務職員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの充実等をするために、チーム学校に関する作業部会が文部科学省の会議の中にも出来ており、そういったところで教員以外の職員の定数が将来的に増えることへの期待もしつつ、習志野市としても取り組めることには取り組んでほしい、と発言

小熊学校教育部副参事

時間的拘束だけでなく、精神的な負担も大きいのは事実である。教員の精神的な負担の中では、保護者対応や子どもとの問題という部分も大きいので、そういったものに対応する力をつけていかなければならない。例えば、保護者対応の研修の実施等も検討していきたいと考えている。また、学校問題に対応できるようなシステム作りをしていきたいとも考えているが、多くの課題があり、難しい部分もあるが、継続的に取り組んでいきたい。

人員の配置については、県が行うところではあるが、県の定数プラス市でもサポート教員の配置等ができないか検討しており、実現に向けて継続して取り組んでいきたい課題として捉えている、と回答

貞廣委員

現在は法規も変わり6年間の小学校、3年間の中学校、という括りではなく、9年間の義務教育、となっている。子どもの成長も、小学校で切れて中学校に入るわけではないので、接続の問題も含めて、小中一貫教育は非常に重要な教育的取り組みであると思う。子どもの発達の在りようも2、30年前とは変わっているので、小学校・中学校といった学校種の枠に囚われない考え方が必要だと思う。ただ、全国的傾向を見ると、小中一貫教育において大きな効果を上げているのは施設一体型のタイプであり、施設分離型では、先生方の連絡や交流が難しいことや、校長が離れたところに2人いると連携が取りにくいということもあり、難しい側面もある。その一方で、逆にそれを活用するという方法もある。例えば、東京都三鷹市が良い例であるが、1つの中学校に複数の小学校から進学するので、これらの小中学校を1つの学校体＝学校園として取り扱い、中学校区を母体に、小学校と中学校をとともに運営するという方法を取っている。

更にそこにコミュニティスクールという仕組みを取り入れることによって、地域と学校

が一体となった学校を実質化している。コミュニティスクールは全国では形骸化していたり、運用がうまくいっていないところもあるが、活用の仕方によっては地域力を活用し、学校を活性化させるのに有用な仕組みである。現在は、コミュニティスクールの母体である学校運営協議会を1校につき1つ作らなければならないとなっているが、小中一貫校の作業部会の報告書の中にも記述があるが、中学校区単位で1つの学校運営協議会を持ち、同学校区の中の小学校と中学校を一体のコミュニティスクールとして運営していくと、うまく地域力も活用できると思う。現在の様に、小学校単位や中学校単位で別々に学校運営協議会を組織しなければならない場合、地域が小さいというだけでなく、人材もあまり多くないので、小学校でも中学校でも学校運営協議会の委員であるというケースが出てしまう。おそらく将来的には、中学校区単位で1つの学校運営協議会を組織できる様に制度改正されると考える。習志野市は地域力が高い地域なので、正しい意味でのコミュニティスクールを、学校を支える力として活用できるような優良な地域だと思う。学校の配置や建築だけでなく、習志野市に合わせたソフトの仕組み作りをし、コミュニティスクール等を活用して、子どもたちの現代的な教育課題に積極的に応えていけるように、10年、20年先を見据えた、コンテンツを支える仕組みを考えていけたらいいと思う、と発言

小宮指導課長

多くの意見をいただき、ありがたく思う。今の制度の中でどのようにしていこうか考えているが、中学校区を単位とした小中一貫教育やコミュニティスクールという考え方は、習志野市としても良いものが出来ていくと思うので、それを視野に入れて検討していきたい、と回答

古本委員

教員の長時間勤務について言われているが、教員が保護者や子どもたちと向き合う時間は必要だと思う。逆に形骸化してしまっていたり、省ける業務もあると思うが、そういった業務についてさらに削減することを検討しているか、と質問

小熊学校教育部副参事

事務的な負担ももちろんあるが、これについては、県教育委員会で、事務部分の見直しを図る、「スッキリ勤務」というものを実施している。市教育委員会としても、必要のない業務はないと考えてはいるが、事務的な業務を削減するという点についても検討していかなければならない課題と捉えている、と回答

古本委員

書類や事務手続きも、必要があるから作られたものではあると思うが、他から見れば省ける部分もあるので、省ける業務は省き、先生方が子どもたちと接する時間をしっかりと確保できるような対応を検討してほしい、と要望

小宮指導課長

調査の回答や文書の提出なども、紙ベースでの提出からメールでの回答に移行するなど、効率化を図っており、これらの取り組みをさらに推進していく必要があると考えている、と回答

小野寺教育総務課長

事務改善の一端としては、まだ予算編成途中ではあるが、「チーム学校」の中で事務を進めている。例えば、給食費の未納問題について、手作業でやっていたものをシステム化できないか、システム化することによる財政効果の検討など、事務改善出来るものには取り組んでいる、と回答

梓澤委員

教員の長時間勤務について、市議会で2名の議員から質問が出ているが、教育委員会会議での議論についての質問もある。現場の先生方の声を聞ける場面はあるか、と質問

小熊学校教育部副参事

市議会では、月ごとの出退勤時間の記録をつけていることを答弁している。勤務時間の超過の有無に関わらず、教員が所属長と話す機会を設けるなどの対応はしている。また、校内に労働安全衛生委員会があり、勤務に関する課題や問題点を聞ける場となっている。現在行っている出退勤時間の記録によって、適格な把握と運用に努めているところである、と回答

植松教育長

教員の長時間勤務については、習志野市だけでなく全国的な問題でもある。全国的に、指導要領の内容など、教員への対応を根本的に変えていかなければ、この問題は解決しないと思う、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（2）は了承された。

＜議案第6号、協議第2号及び報告事項（1）は非公開

ただし、協議第2号及び報告事項（1）については、平成27年2月20日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする＞

議案第6号 平成26年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

平成26年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について、概要を説明

採決の結果、議案第6号は原案どおり可決された。

協議第2号 谷津小学校一時校舎の配置計画について

(教育総務課)

島本学校教育部主幹

通学区域の一部変更に伴い、最大44学級となることに対応するため、当面の間、一時

校舎が必要となるという観点から、その整備方法及び配置等について、協議しようとするものである。はじめに、現在までの取り組みとして、現在の谷津小学校校庭に一定期間使用する校舎（一時校舎）と建替え校舎をどのように配置するかを検討するため、庁内組織を設置し、現在までに5回の会議を開催し、全体配置についての検討を進めてきたところである。併せて、低層住宅地にある学校用地の都市計画上の課題も視野に入れて見直す方向で、昨年末に周辺住民への説明を終えた状況である。

次に一時校舎の概要については、不足する14教室及び学級数が増えることにより必要となる特別教室を中廊下、両側教室の形態で配置する方向で検討している。規模は、3階建て重量鉄骨造で、電気、ガス、空調等の設備を設けようと考えている。必要諸室としては、普通教室14室、図書室1室、音楽室1室、理科室1室、保健室1室を整備していこうと考えている。特別教室の整備について、特別教室使用教科における現状と今後の過不足推移を踏まえ、また保健室は児童増加時の安全・安心な学校経営を勘案し、ベッドの数を確保するという目的で、検討したものである。

また、一時校舎の整備方法については、不足すると考えられている普通教室と特別教室を一括して整備する方法と、当面不足する普通教室を整備し、その後に更に不足する普通教室と特別教室を整備するというように段階的に整備する方法の2通りで検討した。一括整備における懸念事項としては、当初、余裕となる教室があること、賃貸借による施工のため制度上、国・県からの補助金がないことが挙げられる。分割整備における懸念事項としては、財源は確保できるが、2期目の施工が建替え校舎との同時期の施工となり、2つの工事間で工程調整が生じ、工期延伸の可能性があること、2つの工事により騒音・振動等が増大することが予測されること等が挙げられ、学校運営への影響が大きくなることが予想される。一括整備では、当初、13の余裕教室が出来てしまうが、当面の児童の受入には万全を尽くすことができるという考え方である。そのようなことから、児童の教育活動への影響を勘案し、一括整備の方法で進める方針である。

なお、一時校舎建設事業費については、一括整備の場合、約11億3千700万円であり、分割整備の場合では、約12億5千900万円であるが、分割整備とした場合には国庫補助が確保でき、一般財源で比較すると、一括整備は財政的な不利が生じるが、分割整備では、工期延伸あるいは児童の学習環境への影響が生じる可能性があることから、一括で整備しようとしたものである、と概要を説明

貞廣委員

予算の問題はあると思うが、教育的観点からは、一括整備の方が望ましい。何かしら補助金を確保できる制度はないか、と質問

島本学校教育部主幹

今回の仮設校舎に対応する補助制度はないのが現状である。校舎の建替え時に一時期使用する仮設校舎であればリース契約であっても補助対象とする制度はあるが、今回のケースでは児童増加対応のための増築と捉えられてしまう、と回答

小野寺教育総務課長

委員の指摘のとおり、教育委員会としては一括整備が望ましい。一括整備をしたいということで国や県に働きかけはしたが、補助金の確保は出来なかった。財政的な面では疑義はあるかもしれないが、何とか一括整備できるよう、しっかりと説明をしていく、と回答

梓澤委員

津田沼小学校の校舎の建替えには構想から約10年間かかったと聞いている。今回の谷津小学校については、差し迫った問題であるから、筋道を一本化し、対応してほしい、と発言

原田委員長

谷津小学校に関しては、今後、様々な課題が生じてくると考えられるので、しっかりと対応してほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

報告事項（1）臨時代理の報告について

（平成26年度教育費予算案（3月補正）について）（教育総務課）

小野寺教育総務課長

公益財団法人習志野文化ホールに係る平成26年度教育費予算案（3月補正）について、申入れに際し、教育委員会会議で議決に付す暇がなかったため、教育長の臨時代理としたことから報告するものである。

（1）歳出概要及び財源内訳について、補正予算は、事業名「習志野文化ホール助成費」について、事業費4千350万円を増額しようとするものである。その内容は、平成27年4月に習志野文化ホールが市の直営となるにあたり、公益財団法人習志野文化ホールにおいて、平成13年度に実施した大規模改修工事に伴う負債の一部を繰上げ償還するため、当該団体に対する運営費等補助金を増額補正するものである。

（2）債務負担行為について、補正内容は、公益財団法人習志野文化ホールが平成13年度に大規模改修工事を実施するために、また、東日本大震災で被害を受けたことから平成22年度に災害復旧工事を実施するために設定した当該団体に対する助成金に係る債務負担行為を一本化し、市の負債としようとするものである。これは、平成27年4月に習志野文化ホールが市の直営施設となることによる対応で、習志野市文化ホール大規模改修工事・復旧工事償還金として債務負担行為の再設定をするものである、と概要を説明

古本委員

習志野文化ホール助成費については、必要となると分かっていたものではないのか。なぜこのタイミングで出てきたのか、と質問

小野寺教育総務課長

負債の金利がなかなか定まらず、金利の確定をもって補正する額を決定したので、1月14日の第1回臨時会までに間に合わなかった、と回答

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第1回定例会の閉会を宣言